文書番号	全体－04
版	4
発効日	2016、6、1
改正日	2025、6、26

社会福祉法人綜合施設美吉野園
役員等報酬規程

（目的）

第1条　この規程は、社会福祉法人綜合施設美吉野園（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下役員等という）並びに評議員選任・解任委員及び運営推進委員の報酬等について定めるものとする。

（定義等）

第2条　この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、理事及び監事をいう。

(2)　常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3)　常勤とは、当該月における勤務日数の平均が週3日以上及び勤務時間の平均が1日6時間以上又は週20時間以上をいう。

(4)　非常勤役員等とは、常勤役員以外の者をいう。

(5)　評議員とは、定款第2章の規定に基づき置かれた者をいう。

(6)　評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれた者をいう。

(7)　運営推進委員とは、定款第1条2項（ヌ）複合型サービス福祉事業の運営において、美吉野ごゆるり園運営推進会議設置運営規程に基づき置かれた者をいう。

（報酬等の支給）

第3条　役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、職務執行の対価として支払うものとする。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

2　役員等に対する退職手当は、別表第1に定める額とし、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条　常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第2に定める額

(2) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

承認		確認		作成	竹村

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第5条　非常勤役員等及び評議員、評議員選任・解任委員及び運営推進委員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1)報酬については、別表第3に定める額

(2)非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（職員給与との併給）

第6条　当法人の職員を兼務し、給与規程に基づき職員給与を支給している役員等報酬に対しては、別表第4の定める額を支給することができる。

(1)法人の職員を兼務する役員等は、第６条以外は職員就業規則等を適用する。

（役員等の報酬総額を超えない範囲）

第7条　役員等の各年度の報酬と給与規程に基づく職員給与の合算総額を超えない範囲については、別表第5に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第8条　常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1)報酬については、毎月22日とする。ただし、その日が休日に当たるときはその前日に支給する。

2　非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

（報酬等の日割り計算）

第9条　新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2　常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3　月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4　本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第10条　この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1)10円未満の端数については、これを切り上げる。

(2)減額計算の場合は、1円未満を切り捨てる。

（公表）

第11条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第12条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第13条　この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の承認を経て、別に定めることとする。

附則　この規程は、平成29年4月１日より施行する。

この規程は、令和3年6月16日より施行する。

この規程は、令和7年6月26日より施行する。

別表1（役員等の退職手当算出方法）

在任年数×5,000円

別表2（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬月額
理事長	月額　1,000,000円
業務執行理事	月額　800,000円
常務理事	月額　500,000円

※　交通費の実費は、給与規程に基づき支払う。

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1)評議員

区　分	報酬日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

※　交通費の実費は、旅費規程に基づき支払う。

(2)理事

区　分	報酬日額
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円
〃　リモート参加の出席	5,000円

※　交通費の実費は、旅費規程に基づき支払う。

役　職　名	報酬月額
会長並びに理事	100,000 円

※　勤務日数の平均が週2日以上　交通費の実費は、旅費規程に基づき支払う。

(3)監事

区　　分	報酬日額
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

※　交通費の実費は、旅費規程に基づき支払う。

(4)評議員選任・解任委員

区　　分	報酬日額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000 円

※　交通費の実費は、旅費規程に基づき支払う。

(5)運営推進委員

区　　分	報酬日額
運営推進委員会への出席	5,000 円

※　交通費の実費は、旅費規程に基づき支払う。

別表4　(職員給与との併給)

役　職　名	報酬月額
理事長	月額　300,000 円
業務執行理事	月額　200,000 円
常務理事	月額　100,000 円
会長並びに理事	月額　50,000 円

※　当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対し職員給与に加えて支給する。

別表5　報酬と給与規程に基づく職員給与の合算総額を超えない範囲

役員等報酬	総額の範囲内
理事及び監事	4 千万円
評議員	300,000 円